

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成28年2月4日(2016.2.4)

【公開番号】特開2014-119505(P2014-119505A)

【公開日】平成26年6月30日(2014.6.30)

【年通号数】公開・登録公報2014-034

【出願番号】特願2012-272620(P2012-272620)

【国際特許分類】

G 03 G 21/16 (2006.01)

【F I】

G 03 G 15/00 5 5 4

【手続補正書】

【提出日】平成27年12月11日(2015.12.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

画像形成装置であって、

カートリッジに関する情報を記憶するメモリを備える前記カートリッジから前記情報を前記画像形成装置の装置本体に伝達するために、前記カートリッジのカートリッジ電気接点と接続する本体電気接点と、

前記本体電気接点を有し、かつ前記カートリッジ電気接点と前記本体電気接点とを所定方向における位置を決めるために、前記カートリッジと係合する第1係合手段を有する連結部と、

前記連結部を移動可能に保持する連結保持部と、

前記連結保持部は、前記カートリッジと係合する第2係合手段と、を有し、

前記連結部は、前記所定方向に移動可能であることを特徴とする画像形成装置。

【請求項2】

前記連結部は、前記第1係合手段と前記カートリッジとが係合している状態で、前記所定方向に移動可能であることを特徴とする請求項1に記載の画像形成装置。

【請求項3】

前記所定方向は、前記所定方向の力を重力方向の分力と水平方向の分力とに分けた場合に、重力方向の分力の方が水平方向の分力より大きくなる方向であることを特徴とする請求項1又は2に記載の画像形成装置。

【請求項4】

前記所定方向は、重力方向であることを特徴とする請求項1又は2に記載の画像形成装置。

【請求項5】

前記カートリッジが前記装置本体に着脱可能に装着されていることを特徴とする請求項1から4のいずれか1項に記載の画像形成装置。

【請求項6】

前記連結部と、前記本体電気接点と前記カートリッジ電気接点とが接続するように前記連結部を押圧する押圧手段と、前記連結保持部とを有する連結保持ユニットを有することを特徴とする請求項1から5のいずれか1項に記載の画像形成装置。

【請求項7】

前記カートリッジを前記装置本体へ装着する際、前記カートリッジと第1係合手段とが係合した後に、前記本体電気接点と前記カートリッジ電気接点とが接触して電気接続することを特徴とする請求項1から6のいずれか1項に記載の画像形成装置。

【請求項8】

前記カートリッジを前記装置本体へ装着する際、前記カートリッジと第2係合手段とが係合した後に、前記本体電気接点と前記カートリッジ電気接点とが接触して電気接続することを特徴とする請求項1から7のいずれか1項に記載の画像形成装置。

【請求項9】

前記連結保持部は、ドアを閉じる動作に連動して移動するための移動ガイド部を有することを特徴とする請求項1から8のいずれか1項に記載の画像形成装置。

【請求項10】

前記連結部は、所定方向の両端に突起部を有することを特徴とする請求項1から9のいずれか1項に記載の画像形成装置。

【請求項11】

前記連結保持部は、前記突起部と係合する溝を有することを特徴とする請求項10に記載の画像形成装置。